

申請書様式（地方自治法施行規則第二十二條の二の五関係）

記入例

令和●年●月●日

勝央町長 様

公会堂等集会施設に主たる事務所を置いてある場合は、公会堂等集会施設の所在地を記入してください。（主たる事務所を代表者宅に置いてある場合は、代表者の住所を記入）

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ●●●地区会

所在地 勝央町●●●番地

代表者の住所及び氏名

氏 名 ●● ●●

住 所 勝央町●●●番地

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

添付する書類「登記事項証明書」の記載に基づいて記入してください。

○申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地
●●地区会集会所	●●●㎡	所在：勝央町●●●番地 家屋番号：●番

・土地

地 目	面 積	所 在 地
●●●	●●●㎡	勝央町●●●番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 ●● ●●

住 所 勝央町●●●番地

（別添書類）

表題部所有者とは、所有権の登記がない不動産の登記記録の表題部に、所有者として記録されている方をいいます。

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

(申請書様式関係)

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書に記載する
「申請不動産に関する事項」の記載要領

○申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地
勝央地区会	1 0 0㎡	所在：勝央町勝間田 201 番地 家屋番号：7 番

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	1 2 3. 4 5㎡	勝央町勝間田 201 番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の住所及び氏名又は名称

氏名又は名称 勝央地区会
住 所 勝央町勝間田 201 番地 勝央 太郎
宅地
勝央町勝間田 201 番地 勝央 太郎

【建物について】

○名称

○○自治会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 113 条第 1 項及び不動産登記事務取扱手続準則（平成 17 年 2 月 25 日付け法務省民二第 456 号法務省民事局長通達）第 80 号第 1 項）。

○延床面積

不動産登記規則第 115 条に基づき各階ごとに算出された床面積を合計したものとする。こと。
（注）不動産登記規則第 115 条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

○所在地

市区町村内の地番（不動産登記法第 44 条第 1 項第 1 号）及び家屋番号（同項第 2 号）まで記載すること。

【土地について】

○地目

不動産登記規則第 99 条に定める区分により定めるものとする。こと。
（注）不動産登記規則第 99 条「地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」

○面積

不動産登記規則第 100 条に定める「地積」と同一とする。こと。
（注）不動産登記規則第 100 条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」

○所在地

市区町村内の地番（不動産登記法第 34 条第 1 項第 2 号）まで記載すること。